

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団うすい会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 広島県広島市安佐北区亀崎四丁目 7 番 1 号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 昭和 5 7 年 1 月 2 7 日

- (4) 設立登記年月日 昭和 5 7 年 2 月 1 日

- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	田尻 祐子	
副理事長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
同		
同		
監事		
監事		

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	高陽ニュータウン病院	3410214849	広島県広島市安佐北区亀崎 四丁目7番1号	一般病床 90床 療養病床 50床 [医療保険 50床] [介護保険 0床] 精神病床 0床 感染症病床 0床 結核病床 0床
介護老人 保健施設	老人保健施設 さんさん高陽	3450280015	広島県広島市安佐北区亀崎 四丁目7番1号	入所定員 126名 通所定員 35名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。
 4. 医療機関コードは、「都道府県番号(2桁)」+「点数表番号(1桁)」+「医療機関コード(7桁)」の10桁の番号を記載してください。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーション亀崎	広島県広島市安佐北区亀崎四丁目 7番1号	
ヘルパーステーションさんさん	広島県広島市安佐北区亀崎四丁目 7番1号	
さんさん居宅介護支援事業所	広島県広島市安佐北区亀崎四丁目 7番1号	
広島市口田地域包括支援センター 【広島市から委託を受けて管理】	広島県広島市安佐北区口田南七丁 目11番22号	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 5 月 2 7 日	令和 4 年度決算の決定
令和 5 年 6 月 1 日	監事辞任・選任の決定
令和 5 年 6 月 8 日	借入金額の決定
令和 5 年 1 1 月 8 日	借入金額の決定
令和 5 年 1 2 月 2 9 日	借入金額の決定
令和 6 年 3 月 2 9 日	令和 6 年度借入金最高限度額の決定
”	令和 6 年度予算の決定

注) (5)、(6) については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7) 以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(9) その他

令和 5 年 4 月

令和 5 年 8 月

様式 2

法人名 医療法人社団 うすい会
所在地 広島市安佐北区亀崎四丁目7番1号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 6年 3月 31日現在).

1. 資 産 額 2,948,490 千円
2. 負 債 額 2,285,132 千円
3. 純 資 産 額 663,358 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	901,799
B 固 定 資 産	2,046,691
C 資 産 合 計 (A+B)	: 2,948,490
D 負 債 合 計	2,285,132
E 純 資 産 (C-D)	: 663,358

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有・□ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有・□ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人社団うすい会

※医療法人整理番号

所在地 広島市安佐北区亀崎四丁目7番1号

貸 借 対 照 表

(令和 6年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	・ 901,799	I 流 動 負 債	・ 247,312
現金及び預金	452,274	買掛金	99,417
事業未収金	384,357	短期借入金	19,200
たな卸資産	17,055	未払金	72,901
前払費用	4,675	未払費用	20,688
その他の流動資産	43,438	未払法人税等	333
II 固 定 資 産	・ 2,046,691	未払消費税等	0
1 有 形 固 定 資 産	・ 1,926,057	前受金	0
建物	1,164,398	預り金	28,147
構築物	0	前受収益	66
医療用器械備品	60,449	その他の流動負債	6,560
その他の器械備品	7,776	II 固 定 負 債	・ 2,037,820
車両及び船舶	0	長期借入金	2,027,959
土地	653,651	その他の固定負債	9,861
その他の有形固定資産	39,783		
2 無 形 固 定 資 産	・ 5,029	負 債 合 計	・ 2,285,132
ソフトウェア	1,270	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	3,759	科 目	金 額
3 そ の 他 の 資 産	・ 115,605	I 出 資 金	70,000
長期前払費用	9,302	II 積 立 金	・ 593,358
その他の固定資産	106,303	任意積立金	850,000
		繰越利益積立金	△ 256,642
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	・ 663,358
資 産 合 計	・ 2,948,490	負債・純資産合計	・ 2,948,490

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1

法人名 医療法人社団うすい会

※医療法人整理番号

所在地 広島市安佐北区亀崎四丁目7番1号

損 益 計 算 書

(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,265,029
2 事業費用		
(1)事業費	2,258,961	
(2)本部費	46,174	2,305,135
本来業務事業損失		40,106
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		141,055
2 事業費用		130,020
附帯業務事業利益		11,035
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		29,071
II 事業外収益		
受取利息	5	
その他の事業外収益	51,356	51,361
III 事業外費用		
支払利息	22,034	
その他の事業外費用		22,034
経常利益		256
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		0
V 特別損失		
固定資産除却損		
その他の特別損失	4,133	4,133
税引前当期純損失		3,877
法人税・住民税及び事業税		333
当期純損失		4,210

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人社団うすい会
所在地 広島県広島市安佐北区魚崎四丁目7番1号

※医療法人格理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者 「該当なし」

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者 「該当なし」

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 うすい会
理事長 田尻 祐子 殿

私は、医療法人社団うすい会の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和6年5月30日

医療法人社団 うすい会

監事 [Redacted Signature]